

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北本市

### 2 構造改革特別区域の名称

北本市トマトリキュール特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

北本市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1)北本市について

北本市（以下、「本市」という。）は、埼玉県中央部に位置し、江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に縦断し、西端にはかつて当地と江戸とを結ぶ舟運が発達した荒川が流れる環境にあり、東西約 5.8 km、南北約 5.3 km、面積 19.82 km<sup>2</sup>とコンパクトなまちである。

首都東京から 45 km 圏内の距離にあることから、昭和 40 年代になるとそれまでの農村地帯から、公団住宅をはじめとする集合住宅の開発や、宅地分譲が盛んに行われ、典型的な東京のベッドタウンとして発展した。住宅地が広がる市街地には、計画的に保存してきた雑木林が点在し、良好な住環境が形成されている。また、市全域が大宮台地の最北端・最高点に位置するため、洪水リスクは少なく、縄文時代中期及び後期の遺跡が出土し、古くから定住の地として選ばれ続けてきた安心・安全なまちでもある。

#### (2)交通

中山道と並行して市の中央を縦断する J R 高崎線（上野東京ライン・湘南新宿ライン）、市の南部に位置する首都圏中央連絡自動車道や新大宮バイパスに接続する上尾道路の開通等により、首都圏内との交通アクセスは良好である。

#### (3)人口

本市の人口は、国勢調査によると、昭和 45 年の 31,699 人から増加が続いたが、平成 17 年の 70,126 人をピークに減少に転じ、令和 2 年 1 月時点の住民基本台帳における人口は、66,171 人となっている。

人口の年齢構成を年少人口、生産年齢人口、老年人口の 3 つの区分に分け、その推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は、いずれも昭和 55 年の 15,280 人、平成 7 年の 51,471 人をピークに減少の一途を辿り、令和 2 年 1 月時点での年少人口は 6,795 人、生産年齢人口は 38,547 人となっている。老年人口は、増加が続き、令和 2 年 1 月時点では 20,829 人となっており、少子高齢化の進行が顕著である。

#### (4)産業

本市の市内総生産（名目）は、平成 27 年度には 160,592 百万円であり、産業別の金額内訳及び各産業の全産業に占める割合は、第 1 次産業 505 百万、割合 0.3%、第 2 次産業 46,036 百万円、割合 28.7%、第 3 次産業 112,546 百万円、割合 70.1% である。

また、平成 28 年経済センサス活動調査によると、市内の事業所数は 1,957 箇所である。そのうち上位 3 業種の事業所数については、第 1 位が卸売・小売業で 475 箇所、第 2 位が宿泊業・飲食サービス業で 228 箇所、第 3 位が生活関連サービス業・娯楽業で 233 箇所となっており、サービス関連業が主要産業である。

#### (5)従業先・通勤の状況

平成 27 年国勢調査によると、市内に常住する就業者 32,857 人のうち、市内で従業している人は 10,314 人、割合 31.4%、市外で従業している人は 21,273 人、割合 64.7% である。市外で従業する人の多くは東京都内やさいたま市へ通勤している。

また、市内の従業者 21,867 人のうち、市内居住者は 10,314 人、割合 47.2%、市外からの通勤者は 9,948 人、割合 45.5%（不詳 1,605 人、割合 7.3%）である。市外からの通勤者の居住地については、主に、県内では近隣市の鴻巣市、桶川市、県外では東京都、群馬県が多い。

市外からの通勤者 9,948 人は、市内から市外に働きに出る 21,273 人の半分以下という状況にある。

（RESAS における地域経済循環率 64.1%と、他地域から流入する所得に依存する割合は高く、地域経済の自立度は高いとはいえない）

#### (6)農業

農林業センサスによると、農業就業者数は、平成 22 年 558 人から平成 27 年 452 人に、経営耕地面積は、平成 22 年 349 ha から平成 27 年 322 ha にともに減少しているが、（トマト等の野菜を栽培する）畑の経営耕地面積については、平成 22 年 159 ha から平成 27 年 165 ha へと増加している。

畑の経営耕地面積の増加に伴い、農林水産省市町村別農業産出額（推計）における農業産出額は、平成 26 年 880,000 千円（440,000 千円）、平成 27 年 930,000 千円（470,000 千円）、平成 28 年 980,000 千円（500,000 千円）と着実に増加している。※カッコ内は野菜産出額

なお、平成 27 年のトマトを栽培する農業経営体数は 31 経営体、作付面積は 2 ha となっている。

#### (7)地域資源

##### ア 北本トマト ～歴史的な経緯と現在の状況～

大正 14 年に旧石戸村（現在の本市の西域）において、全国に先駆けてトマトの栽培が開始された。

昭和2年には、村の人々の出資により組合が組織され、トマト加工工場が建設される。村で取れたトマトを加工し、「石戸トマトクリーム」として販売を開始すると、昭和天皇の即位を祝う博覧会で優良国産賞の受賞や、那須御用邸へ献上される等、トマトの生産から加工商品の製造までを行う現在の6次産業の先駆けの取組として成功をおさめた。また、生のトマトを1個ずつ包装し木箱に詰めて製品化し、都内の有名果物専門店や有名ホテルに納品されるようになると、「日本一の石戸トマト」として全国に名を馳せるまでになった。

しかし、第二次世界大戦等の影響により工場での生産は中止され、昭和19年の組合の解散をもって、その役割を終えることとなった。

近年（トマト工場の閉鎖から約50年）、かつて日本一と称賛された石戸トマトをリバイバルする動きとして、多くの市民、生産者、商工業者の活動のもと、「北本トマト」を活用した大福や羊羹、ジュースが商品化される。平成23年には、北本トマトカレーがご当地グルメとして開発され、平成26年の全国ご当地カレーグランプリでは日本一に輝くと、全国各地の数々のカレーフェスティバルで優勝する等、「北本トマト」を活用した取組が活発化している。

## イ 自然環境

市内には、都心近郊にありながら本格的な森林浴体験が可能で、生物多様性の保全された埼玉県自然観察公園をはじめとする広大緑地帯や、JR高崎線沿線や市街化区域内に計画的に保存してきた雑木林が点在している。

この雑木林等が、子どもたちの遊び場となるだけでなく、市民活動や生涯学習活動、健康増進運動、地域経済を活性化するイベントが開催される場となる等、緑地とともにある生活を市民の日常とする取組が官民間わず盛んに行われている。

本市では、北本市緑の基本計画（計画期間：平成29年度から令和10年度まで）を策定し、大宮台地の原風景が残る豊かな緑地を守るとともに、つくり、ひろげていく取組を進めている。

## (8)規制の特例措置を講じる必要性

### 産業・農業の状況

戦前にはトマトの生産から加工までを一体的に行う産業が隆盛を誇ったが、戦後は東京都内等への通勤者のベッドタウンとして発展してきた経緯等から、現在では小売業や飲食サービス業等のサービス業が主産業となり、地域に起源をもつ基幹となる産業が育ちにくい環境にあることや、高齢化等を理由とした農業就業者数や経営耕地面積の減少による農業の衰退が懸念されている。

### 労働力の流出

また、市外から通勤する就業者数に対し、依然として、市内から市外へ働きに出る就業者数は約2倍と多い状況にあることから、市内での働く場が相対的に少ないことがいえる。

### **結果として市の経済活力が縮小**

このような状況に加え、現在のまま生産年齢人口が減少し続けることは、市内経済の規模縮小をもたらし、労働力等を集積することや新たな産業を育成することがますます困難になることから、市の経済活力が縮小スパイラルに陥ることが懸念される。

こうした懸念に対し、地域経済を活性化する方法として、地域資源である「北本トマト」をリバイバルする民間の動きを、市の産業として発展させていくことが市の目標である。

## **5 構造改革特別区域計画の意義**

### **民間活動の活発化**

近年、北本トマトカレーやトマト大福が開発される等、多くの市民、トマト生産者、商工業者の連携のもと、「北本トマト」を通じた地域の活性化に資する取組が活発になっている。

### **活性化する野菜づくり**

農業従業者数や農地の経営耕地面積が減少しているなか、本市では、良質な北本産農産物等を“北本ブランド”として認定し市内外への流通を支援する事業や、「土よし、味よし、生産者よし」を三カ条に、北本市農業青年会議所のメンバーが生産した野菜や果物を、“北本イケメン野菜”として販売する取組等により、農業を活性化させる取組を打ち出してきた。こうした取組等により、近年では、畑の経営耕地面積が増加し、それに伴い野菜の産出額が増加している。

### **「北本トマト」を核とした産業により地域課題の解決と経済的利益を同時に実現**

こうした民間による「北本トマト」を盛り上げる取組や活性化する野菜づくりを、長期的に地域や地域経済の活性化に結びつける取組とするためには、本市の貴重な地域資源である「北本トマト」を活用した商品の開発・流通を地域内事業者のパートナーシップによるビジネスとして成立させることにより、経済的利益を実現するとともに、地域や社会の課題の解決を実現することが必要である。

具体的な内容として、規制の特例措置を活用しリキュール製造に参入しやすい環境を作ることにより、地域の産物であるトマトを原料としてリキュールを製造するときに、その製造業者が、一般に流通させることのできない形状の規格外製品を、品質に見合う適正価格で購入することで、生産者を買支えることや、農家に対し有機農産物の生産方法から管理手法までを支援し有機栽培を広めること等によって、バリューチェーン全体の生産性を改善し、地域資源である「北本トマト」を核とした地域の産業を生み出し競争基盤を築くとともに、持続可能な豊かな土地を保全すること等の取組を通して、事業者の経済的利益と地域や社会の課題の解決の実現を図る。また、ビジネスとして成立することにより、先の展開として、新規就農者や農業従事者の増加や、リキュール製造現場等における雇用の創出につながることを期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

規制の特例措置を活用することにより、本市の特産品である「北本トマト」を用いて小規模でのリキュール製造が可能となる。

「北本トマト」、農家、農業法人、技術（有機農業、食品加工技術）等の資源を効果的に結び付けることにより、「北本トマト」を軸とした農商連携を促進し、地域・社会課題の解決と農家、農業法人、製造業者等の経済的利益を同時に実現するとともに、SDGs 達成を通じて持続可能な地域の産業をつくる。

### ①持続可能な農業の促進



リキュール製造業者から農家や農業法人に対して、有機農産物の生産方法や管理方法等の技術支援を行うことにより、生産性を向上させるとともに、生態系を維持し、漸進的に土地と土壌の質を改善させる持続可能な食料生産システムを確保する。

### ②ディーセント・ワークの実践



リキュール製造に伴い、新たに女性の率先的な雇用を行うとともに、トマト生産の農業やリキュール製造の現場において、雇用者が働きがいのある仕事に取り組めるよう環境を整備する。

### ③持続可能な生産消費形態の確保



有機農業により生産された「北本トマト」を使用して有機リキュールを製造・販売することを通して、自然と調和したライフスタイルについて情報を発信する。農産物とリキュールの製造を通して発生する廃棄物の削減や再利用を促進する。

### ④パートナーシップによる事業の実施



地域内パートナーシップによる取組として、市場に流通させることのできない規格外農産物をリキュール製造業者が農家から購入することや、リキュール製造業者から農家への有機栽培の技術支援により、安定した生産体制を確立することを実践する。

KPI	令和2年度	令和3年度	令和4年度
リキュール製造業者（累計）	1者	1者	1者
有機農法に取り組む農家数（累計）	—	1戸	1戸
リキュール製造新規雇用者数	3人	4人	5人
リキュール製造業者と連携する農家数（累計）	1戸	2戸	3戸

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) “北本ブランド”の有名化

北本の特産品である「北本トマト」を原料とするリキュールを新たに本市内で製造することにより、“北本ブランド”に認定されている「北本トマトカレー」等とともに、「北本トマト」を核としたブランド戦略を豊富に展開することができる。

### (2) 農業経営の強化

高齢化等を理由とした農業従事者の減少等により遊休農地が増加しているなか、特区の活用を通して、リキュール製造業者が農産物を適正な価格により安定して購入する仕組みを構築し、ビジネスとして成立する農業を確立する。

### (3) ディーセント・ワークの実践

リキュール製造の現場において、新たな雇用が生まれるとともに、家庭と仕事を両立した働きがいのある仕事を実践できる。

### (4) 持続可能な有機農業や生産消費形態の実現

リキュール製造業者による有機 JAS 認証取得と煩雑とされるその管理業務のサポート支援を、有機農業の従事者に対して実施することにより、農薬や化成肥料を使用しない環境負荷の低減や本市内の豊富な生物多様性を保全する農業と生産コストに見合う価格で取引する販路の確保を実現する。

また、規格外農産物の活用による廃棄物の削減や、コンポスト堆肥の生産・活用による廃棄物の再利用を通して、持続可能な生産消費形態の確保を実現する。

## 8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

**1 特定事業の名称**

709（710, 711） 特産酒類の製造事業

**2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（トマト又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする者

**3 当該規制の特例措置の適用の開始の日**

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

**4 特定事業の内容**

(1)事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2)事業が行われる区域

北本市の全域

(3)事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4)事業の内容

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物として指定された農産物（トマト又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールの提供・販売を通じて、地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

**5 当該規制の特例措置の内容**

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物（トマト又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

本市の特産品であるトマトを有効活用したリキュール製造を行うことにより、地域の活性化につながる。こうしたことから、本市において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。このため、本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。